

土岐市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次の条項により土地売買契約を締結する。

記

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる土地を（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡す。

土 地 の 所 在	地 目	地 積
土岐市 町 字 番		m ²

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

2 乙は、第1項に規定する売買代金を、甲の発行する納入通知書により、納期限以内に甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び引渡し）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 前項の移転と同時に、乙に対し現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第5条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第6条 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合には、第4条に定める引渡しの日から1年間は、この限りではない。

（用途制限等）

第7条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

3 乙は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

4 乙は、前3項に規定する用途に供されることを知りながら所有権の第三者への移転又は売買物件の第三者への貸付をしてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、前条に規定する事項について必要があるときは、売買物件について現地を調査し、又

は乙に対し必要な報告を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項の調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は同項の報告を怠ってはならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に規定する義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（返還金）

第10条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用を返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

（原状回復義務）

第11条 乙は、甲が第9条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に規定する義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（返還金の相殺）

第13条 甲は、第10条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第15条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第16条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 土岐市土岐津町土岐口2101番地

氏 名 土岐市

土岐市長 加藤 淳 司 印

乙 住 所

氏 名

印